

奈良県緊急防災大綱

～水害・土砂災害に備えた緊急防災対策の検討～

平成31年4月
奈 良 県

奈良県緊急防災大綱

～水害・土砂災害に備えた緊急防災対策の検討～

1.	目的	1
2.	「平成 30 年 7 月豪雨」の被害概要	1
(1)	「平成 30 年 7 月豪雨」の気象概要	1
(2)	「平成 30 年 7 月豪雨」の被害状況	1
(3)	「平成 30 年 7 月豪雨」による被害の特徴	2
3.	対策を検討すべき論点	3
(1)	ハザードマップ等の理解	3
(2)	避難行動	3
(3)	住民主体による避難行動と行政の取り組み	4
4.	緊急防災対策の検討	5
(1)	減災	5
1-1	命を守る行動	5
○	「自分だけは大丈夫」という思い込み	5
○	住民を逃がす情報発信	6
1-2	命を守る備え	10
○	地域防災力の向上	10
○	避難体制の強化	11
(2)	災害発生抑制	14
2-1	河川	14
2-2	砂防	15
2-3	ため池	16
(3)	さらに心得るべき点	17
3-1	報道	17
3-2	避難所運営	18
3-3	防災体制	19

1. 目的

大雨が西日本を中心に広範囲に長時間継続した、「平成 30 年 7 月豪雨」により同時多発かつ広域的に発生した浸水被害、土砂災害を踏まえて、奈良県で同じような豪雨が発生しても、犠牲者が出ないよう命を守るための取組・備えを県・市町村が一体となって着実に実施する必要がある。

奈良県では、国の発表資料、新聞報道などから、被害や犠牲者の状況について、情報収集を行うとともに、県と市町村の防災体制等を緊急点検して、現時点での課題を洗い出し、その結果を着実に実施するための緊急防災対策の検討を県と市町村が連携して行った。

今後は、さらに県と市町村が緊密に連携し、緊急防災体制等の議論を深めるなど、県民の大切な命を守るための取組を着実に推進するため、地域防災計画等への反映を行う。

2. 「平成 30 年 7 月豪雨」の被害概要

(1) 「平成 30 年 7 月豪雨」の気象概要

台風第 7 号から変わった温帯低気圧が、7 月 5 日には本州付近に停滞していた梅雨前線と一体化した。

梅雨前線は、暖かく湿った空気が継続して流れ込んだ影響で、活動が非常に活発となった。この状態が、7 月 5 日頃から 8 日頃まで続いたため、西日本から東海地方を中心に記録的な大雨となった。

この豪雨の期間に全国で降った雨の総量は過去の豪雨と比べても、前例のないほど大きなものであり、背景原因として、気象庁は「地球温暖化による水蒸気量の増加の寄与もあった」とし、はじめて個別災害について、気象変動の影響に言及した。

(2) 「平成 30 年 7 月豪雨」の被害状況

前線や台風第 7 号の影響により、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となり、1 府 10 県で特別警報が発表されるとともに、各地で河川の氾濫や土砂災害が相次ぎ、1 府 13 県で 200 名を超える死者・行方不明者が発生するなど近年稀にみる甚大な被害が発生した。

被災地では、最大で約 860 万人に対して避難勧告等が発令された。避難所への避難のほか、親せき宅等に避難する人もいるため、実際に避難行動をとった人数を把握することは困難であるが、自治体によって人数が把握されている、避難所に避難した人数は、避難勧告等の対象人数に対し、約 0.5% であった。

(3) 「平成 30 年 7 月豪雨」による被害の特徴

平成 30 年 7 月豪雨は、近年発生した水害・土砂災害としては、死者・行方不明者数が極めて多いことが特徴である。

特に被害の大きかった、岡山県、広島県、愛媛県での原因別死者数は、岡山県では水害による死者数が約 9 割、広島県では土砂災害による死者数が約 7 割、愛媛県では土砂災害による死者数が約 6 割となっており、3 県の死者のうち、60 歳以上の割合が約 7 割であった。

静岡大学防災総合センター牛山素行教授の調査（平成 30 年 7 月豪雨による人的被害等についての調査（速報））によると、水害による死者数の約 6 割が洪水浸水想定区域内、土砂災害による死者数の約 9 割が土砂災害危険個所の範囲内か近傍で犠牲となっている。

また、災害は、過去にも繰り返し、浸水害や土砂災害が発生している地域で発生している。

災害発生時間は、近年の他の災害と比較すると夜間の比率が高いが、18 時から 24 時が特に多く、「寝込みを襲われた」パターンとは異なる。

岡山県、広島県、愛媛県を中心に、道路や鉄道の被災により、航空機や船舶による応急給水や生活物資の輸送等を余儀なくされた地域もあった。

3. 対策を検討すべき論点

(1) ハザードマップ等の理解

「平成 30 年 7 月豪雨」による水害・土砂災害では、多くの被災事例において、事前に災害リスクが高いことが公表されていた。岡山県倉敷市真備地区では、浸水範囲がハザードマップで示されている洪水浸水想定区域とほぼ一致していた。また、土砂災害による被災の約 9 割が土砂災害警戒区域内等で発生したことが確認されている。

死者・行方不明者が発生した、44 市町の全てで、洪水、土砂災害ハザードマップを公表しており、各戸配布等による周知も実施していた。

しかし、ハザードマップの存在は知っているものの、内容まで理解していた人は少数であった。兵庫県立大学阪本准教授による、岡山県倉敷市真備地区におけるアンケート調査結果によると、ハザードマップの存在を知っていた人は 75% であるが、ハザードマップの内容を理解していた人は 24% にとどまっている。

また、洪水の可能性がある低地居住者の多くが、洪水危険性を認識していなかった。静岡大学牛山教授の調査によると、居住者の 7 割が居住地の洪水危険性を楽観視していたとアンケートに回答している。

(2) 避難行動

「平成 30 年 7 月豪雨」の際、洪水の可能性がある「低地」居住で自宅以外の場所への避難をしなかった人は、災害リスクを理解していなかったため避難行動をとらなかつた可能性がある。

静岡大学牛山教授によるアンケート調査では、洪水の可能性がある「低地」居住で自宅以外の場所への避難をしなかった人は、「自宅は洪水や土砂災害の危険性は低いと思っていたから」、「自宅や周辺が浸水したり、土砂が来たりしなかったから」、「自宅では家屋の損壊、停電、断水などの被害・影響を受けなかつたから」などを避難しなかつた理由としている。

さらに、自宅以外の場所へ避難しなかつた決め手には、「自宅は洪水や土砂災害の危険性は低いと思っていたから」などを理由に回答している。

災害発生 1 か月後、NHK が広島県、岡山県、愛媛県の 3 県で行った被災者アンケートでは、「最初の避難するきっかけとなったのは何か」という質問に対して、周囲で浸水や川の氾濫、土砂災害が発生するなど「周辺環境の悪化」と回答した人が 33.5% と最も多かった。

避難行動を起こすことの負担感、過去の被災経験等や正常性バイアス（「自分だけは大丈夫」といった思い込み）により、避難行動を起こすタイミングが遅れ、周辺環境が悪化するまで避難行動を起こせていないので

はないか。

一方で、消防や警察、近所の人、家族や親せきの呼びかけをきっかけにして避難した人が約3割存在している。

(3) 住民主体による避難行動と行政の取り組み

中央防災会議 防災対策実行会議の「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」では、行政主体の取り組み強化によるこれまでの防災対策の方向性を根本的に見直し、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政は住民の適切な避難行動に向けて全力で支援する、住民主体の取り組み強化による防災意識の高い社会の構築に向けた対策をとりまとめた。

「自分の命は自分で守る」という意識が社会での共通認識になり、住民が適切に災害を理解し、防災対策や避難行動がとれるよう、住民と行政が一体となって、あらゆる世代の住民に対する普及啓発、専門家による支援体制の整備、住民の行動を支援する防災情報の提供に取り組む必要がある。

4. 緊急防災対策の検討

(1) 減災

1-1 命を守る行動

○「自分だけは大丈夫」という思い込み

●リアルな出来事(新聞報道の抜粋)

- ・避難 伝わらない警告(読売新聞7月22日)
- ・届かなかつた切迫感(毎日新聞7月31日)
- ・「伝わらない」迫る危険(産経新聞8月7日)

●問い合わせ

- ・今まで被災した経験がなかったため、今回も「自分は大丈夫だ」という思い込み(正常性バイアス)によって避難が遅れたのではないか?
- ・行政から様々な防災情報が提供される中で、特に重要な避難を呼びかける避難勧告等や特別警報等が十分に理解されず、避難行動に直結しなかつたのではないか?

●対策例

- ・危険の逼迫感を伝え、避難行動に直結する「伝わる」情報発信
 - 行政は、各種の避難情報や防災気象情報等を提供するが、危険が差し迫った状況下では、単に情報を伝えるだけではなく、危険の逼迫感を伝え、「自分だけは大丈夫」という思い込みを払拭し、直ちに避難行動を起こすきっかけとなるような「伝わる」情報発信を行う。
- ・地域住民同士でお互いに避難の声掛け
 - 避難行動を起こすことへの負担感や「自分だけは大丈夫」という思い込みにより、避難行動を起こすことを躊躇している人に対して、過去の被災経験等に基づき、お互いに避難の声掛けを行い、周辺環境が悪化する前に避難行動を起こす。

●県内市町村のベストプラクティス

- ・早期避難と直接の声かけ【天理市】
 - 避難を開始する時間を考慮し、早めに避難情報を発信するとともに、避難情報を発令する前に地域代表としての校区区長会長に対して、電話連絡を行う。
 - とりわけ危険が差し迫った世帯に対しては、職員及び消防団員

等が直接訪問し、避難の声かけを行っている。

- ・早期避難の呼びかけと戸別の巡回【東吉野村】

- 「避難準備・高齢者等避難開始」の基準に達するまで待つではなく、明るい内に早期避難を心掛けるよう、防災行政無線で全戸に対して呼びかけ、自主避難を促している。
- 「避難指示（緊急）」を発令しても避難しない住民に対しては、村が消防団と連携して、各戸を巡回し、避難を呼びかけた。
- 浸水区域や土砂災害警戒区域、過去の災害箇所、指定避難所等を一枚の紙に集約して記載、裏面には避難等に関する情報を記載した防災情報マップを作成、全戸に配布することにより、村民に対する防災啓発を行っている。

○住民を逃がす情報発信

●リアルな出来事（新聞報道の抜粋）

真備町避難所アンケート「浸水後に避難」3割超（産経新聞8月8日）

●問い合わせ

- ・多くの被災事例では、事前にハザードマップが公表されていたが、ハザードマップの内容を理解し、自分の住む土地にどのような災害リスクがあるか具体的な理解まではできていなかったのではないか？
- ・多くの市町村では複数の伝達手段を用いて避難情報を伝達していたが、豪雨などにより屋外スピーカーからの防災行政無線の放送が聞き取りづらく情報がうまく伝わらなかつたのではないか？

●対策例

- ・平常時から災害発生の危険性を認識

- 事前にハザードマップが公表されていたにも関わらず、自宅は洪水や土砂災害の危険性は低いと考え、周辺環境が悪化するまで避難行動を起こすことができず、被害を拡大させる一因となった事例があることから、平時から災害発生の危険性を認識しておく必要がある。

- ・防災行政無線に加え、緊急速報メール、FM放送等の多様な伝達手段の適切な組合せ

- 激しい雨や地形によっては、防災行政無線の屋外スピーカーか

らの放送が聞き取りづらい場合にも、住民に確実かつ迅速に防災情報を伝達するためには、防災行政無線の屋外スピーカーに加え、緊急速報メール、FM放送、ケーブルテレビ、登録制メール等の多様な情報伝達手段を適切に組み合わせて活用する。住戸内に設置される防災行政無線の個別受信機やFM放送の自動起動ラジオなど屋内受信機は、豪雨時など屋外スピーカーからの音声が聞き取りづらい場合に有効な情報伝達手段である。

●県内市町村のベストプラクティス

- ・河川の水位と発令基準を災害対策本部室に掲示【桜井市】
 - 避難情報の発令のタイミングを逃さないよう、危機管理課の担当職員だけではなく本部員や他の職員の誰かが気づくことができるよう、発令基準を明記した表を災害対策本部室に掲示している。
 - 発令基準を掲示するだけでは、発令するタイミングが分からぬいが、水位が上昇してきていることを可視化することで、発令の漏れがないようにしている。
 - 常設の災害対策本部室を確保し、映像機器を整備し、モニターとテレビで逐一状況を確認できるようになったため、状況判断する際の大きな助けになっている。
 - 整備には、平成28年度の補正予算で緊急防災・減災事業債を活用した。
- ・避難情報発令時の連絡【生駒市】
 - 自治会から要望を受けて避難情報発令時に、対象地区の自治会（市内全域の場合は、全127自治会）に電話連絡を行っている。
 - 各自治会3名ずつ緊急連絡先を登録してもらい、必ずいざれか1名に連絡がつく体制を確保している。
 - 電話連絡の際、自治会を「土砂災害警戒区域の有無」「浸水想定区域の有無」などでグループ分けし、区域指定の無い自治会には「現在の生駒市の状況を把握することと自治会員からの問合せ等に対応いただけるようにすること」、区域指定のある自治会には、「指定の区域付近の災害時要配慮者やその支援者、民生児童委員など連絡の必要な自治会員には連絡してほしい」旨の連絡事項を付加するなど、きめ細やかに住民に対して避難情報を伝達している。

- ・防災行政無線の戸別受信機の全戸配布【葛城市】
 - 緊急防災・減災事業債を活用して、防災行政無線デジタル化整備工事を行い、全世帯に戸別受信機を配布した。
 - 戸別受信機の配布にあたっては、地区単位で説明会を開催し、周知を図った。
 - 県と市のシステムが連携しているため、県のシステムに入力すると、避難所情報等を戸別受信機・屋外拡声子局・携帯メール・Twitter等を通じて住民に伝達することができる。
 - 平日の定時放送やJアラートの全国一斉訓練の際に正常に受信できているか、確認を行っている。
 - 防災行政無線デジタル化整備工事とともに、市内のため池9カ所に水位計と監視カメラを設置した。
 - 平成30年7月豪雨、台風第21号等の際は、Jアラートの情報（気象情報）や、市からの避難準備情報、避難所開設情報等を戸別受信機等を通じて、迅速に住民に伝達し、早めの避難に役立てることができた。また、ため池監視装置を活用し、巡回員と連携することにより、効果の高い水防活動に役立てることができた。
- ・首長が自ら避難を呼びかけ【十津川村】
 - 気象台長とのホットラインにより、台風の進路が平成23年台風第12号と同じコースを通過すると予想されるとの連絡を受けたこともきっかけとなり、避難指示（緊急）を発令した際に、村長自ら防災行政無線により住民に対して避難を呼びかけた。
- ・警察、消防等による避難の呼びかけ
 - 【奈良市、天理市、桜井市、生駒市等】
 - 避難情報を発令した際には、警察、消防等に対して発令情報を提供し、警察、消防等と連携して避難誘導を行っている。
 - 住民が実際の避難行動を起こすためには、近隣住民同士の声掛けに加えて、警察、消防等による声掛けも効果的であり、避難の呼びかけが実際の避難行動につながっている。
- ・データ放送による防災情報収集方法を防災講話で啓発【奈良市】
 - 防災行政無線や登録制防災情報メール、Twitter、市ホームページ、防災アプリ等の複数手段の組み合わせにより防災情報の伝達に努めている。（高齢者や情報弱者に対する情報伝達が課

題であり、対応に苦慮している。)

- 地上デジタル放送（地デジTV）のデータ放送による防災情報の収集方法をA4判1枚紙の簡単なマニュアルにして防災講話（出前講座）時に配布・啓発し、市民の能動的な情報収集能力の向上に努めている。

1－2 命を守る備え

○地域防災力の向上

●リアルな出来事(新聞報道の抜粋)

- ・危機感 住民に伝わらず（毎日新聞7月18日）
- ・土地への知識が命を守る（産経新聞8月8日）
- ・新聞の記録を生かした防災教育を（産経新聞8月28日）

●問い合わせ

- ・「平成30年7月豪雨」により死者・行方不明者が発生した全市町において、洪水、土砂災害のハザードマップを公表していたが、ハザードマップの内容までを理解していた人は少数であり、ハザードマップ等を作成した後、住民への情報の周知を十分に行っていたか？
- ・河川氾濫による被災の多くは洪水浸水想定区域内、土砂災害の被災の約9割が土砂災害警戒区域内等で発生しているが、自分の住む土地にどのような災害リスクがあるか知らなかつたため、周囲で浸水や河川の氾濫、土砂災害が発生する等周辺の環境が悪化するまで避難行動を起こせなかつたのではないか？

●対策例

- ・土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域等の住民への情報の周知徹底
 - ハザードマップの存在を知らなかつたという声や、事前に災害リスクが公表されていた場所で死者が発生していることから、住民に対して、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域等の情報を周知徹底する。
- ・過去の災害、自然条件（災害石碑、地形）を学び、災害に備える防災教育・啓発
 - 過去の被災経験をもとに、早期に避難行動を起こした事例や、周辺に避難を呼びかけた事例では、周辺環境が悪化する前に避難を完了し、被害を軽減できたことから、地域の災害リスクを理解し、避難行動につなげるために、災害、災害石碑や地域の危険性などをテーマに住民向けの講習会を実施する。

●県内市町村のベストプラクティス

- ・まるごとまちハザードマップ【王寺町】
 - 王寺駅北側（久度地区）の電柱約100箇所に、過去の洪水浸水水

位（昭和 57 年水害の水位を青色、最大想定浸水水位を赤色）を掲示している。

過去に水害があったことを知つてもらう、経験した以上の水害に見舞われる可能性があることを知つてもらうために設置した。

- 平成 29 年台風第 21 号の際には、久度地区の人口約 3,500 人のうち、同地区内の避難所には約 1,000 人が避難した。全てが地区内の住民ではないと思われるが、避難率は相当高く、避難した住民からは、「電柱を見て過去に浸水したことがあることを知ったから避難した」との声も聞かれた。
- 現在は、久度地区において、過去の洪水浸水水位及び想定最大浸水水位を掲示しているが、家屋倒壊想定や避難経路等を含めて町内全域に広げていきたいと考えている。
- 学校や自治会などからの依頼により出前講座を実施し、掲示の取り組みや過去の水害の写真等を示して、危機感を持ってもらえるように講義している。

・避難対策【十津川村】

- 平成 23 年の紀伊半島大水害の被災の経験を教訓にして、谷から土の匂いがすると避難するようになった。
- 平成 23 年紀伊半島大水害の被災の経験を教訓にして、全 54 大字に衛星携帯電話を配備し、通信体制を確保した。

衛星携帯電話の通信訓練は、毎月 1 回継続的に実施している。

平成 23 年の紀伊半島大水害では、通信が途絶したため、孤立した集落の住民の安否確認を行うことが困難であり、特に村外に住む家族からの村民の安否確認に対して対応が十分にできなかつた。

また、土砂ダムが決壊するというデマが流れ、パニックになつた。情報が入らないと不安になり、不満につながる。

○避難体制の強化

●リアルな出来事(新聞報道の抜粋)

- ・限界の「過保護防災」（毎日新聞 7 月 31 日）

●問い合わせ

- ・ハザードマップ等をもとに、周囲で浸水や河川の氾濫、土砂災害の発生等周辺環境が悪化する前にどう避難するか、具体的な避難

所や避難経路の具体的な確認を事前に行い、地域の災害リスクを理解し、防災意識を高めるための取り組みを行っていたか？

●対策例

- ・住民参加による具体的災害を想定した避難訓練の実施
 - 地域住民同士で声を掛け合い、確実な避難行動を起こすことにより、被害を軽減できた事例があることから、地域において洪水や土砂災害等の具体的災害を想定し、住民の参加を得て、避難訓練を実施する。
- ・土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域等を考慮した避難所や経路の見直し・整備を行う。
 - 避難訓練のアンケート結果を分析・分析結果も参考に市町村等と避難について協議を行う。

●県内市町村のベストプラクティス

- ・避難行動要支援者【生駒市】
 - 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を受けて、平成22年9月に「災害時要援護者避難支援プラン」を策定、平成23年度からモデル事業を開始、平成26年度から全127自治会を対象に「災害時要援護者避難支援事業」を実施している。
 - 毎年、自治会長と民生児童委員を対象として事業の説明会を開催している。
 - 每年新たに対象となった人（70歳以上のひとり暮らしの人等）に調査票を送付、回答を受け、避難の支援が必要な要支援者1人につき2人の支援者の調整を自治会長にお願いしている。

支援者になっても、法的責任は負わないとされているが、災害時に無事に避難させることができるか不安だという意見を支援者から聞く。近所だから、お互い様だからという精神面に頼っている部分があり、支援者と要支援者がお互いに全く知らない人という場合もある、また、支援者も大半が60歳以上の人である。

・避難行動要支援者対策【王寺町】

- 平成30年度より避難行動要支援者対策を最重要課題として、重点的に取り組んでいる。年度当初には53自治会中9自治会が町と平時からの名簿提供に関する協定を結んでいたのみであったが、平時からの見守り体制が大切であることや個別支援計画へ発展させるために協定締結数の増加に取り組んだ結果、平成31年2月末現在で21自治会にまで広がった。
- 平成30年中は5度にわたり災害対策基本法第49条の11第3項の規定に基づく名簿情報の提供を行い、安否確認等を行う体制を構築したところである。
- 今後は、個別支援計画の策定も進めていきたいと考えている。平成30年度の王寺町防災訓練では、避難行動要支援者名簿を活用して、避難支援訓練を実施した。

・全村民を対象とした防災訓練の実施【曾爾村】

- 平成29年度に指定緊急避難場所及び指定避難所の指定が完了し、平成30年度全村民を対象に避難訓練を初めて実施した。総代と地域の安全な場所、危険な場所について確認しながら災害時の集合場所（一時避難場所）の選定を行った。
- 訓練では、実際に防災行政無線で放送を流し、村内全9大字において、大字毎に定めた指定緊急避難場所へ歩いて避難する訓練を実施した。
- 総代を通じて、多くの住民の方に参加をお願いした。また、高齢者や要配慮者など避難困難な方の参加方法等を地域で考えていだいた。
- 初めての取組であったが、参加した村民からなぜ訓練するんだというような否定的な意見はなかった。

(2) 災害発生抑制

2-1 河川

- ・近年多発する激甚な浸水被害への対応を図るため、現在想定している降雨を前提とした洪水浸水想定区域を、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に見直す。また、タイムライン等の策定に必要となる避難勧告等発令基準を設定する。

▶平成30年度の対応

- ・16河川で洪水浸水想定区域を見直し指定
- ・全市町村で避難勧告等発令基準を設定

▶平成31年度の対応

- ・7河川で洪水浸水想定区域を見直し指定（見直し完了）

- ・河川改修を着実に進めるとともに、大和川流域においては、河川の水位上昇に伴う内水被害が頻発していることを踏まえ、「奈良県平成緊急内水対策事業」として、県と市町村が連携しながら、適地に貯留施設等の整備を進め、内水被害に伴う床上・床下浸水が解消するよう積極的に取り組む。

▶平成30年度の対応

- ・河川改修の実施
- ・貯留施設等の適地の抽出・選定、現地測量

▶平成31年度の対応

- ・河川改修の実施
- ・貯留施設等の適地の抽出・選定、現地測量・設計、用地買収及び工事着手

2－2 砂防

・土砂災害による死者数の9割が、土砂災害警戒区域等の区域内か近傍であったことを踏まえ、早急に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進し、ハザードマップ等の策定を促進する。また、「平成30年7月豪雨」では、砂防堰堤が決壊した事例が見られるため、砂防堰堤の構造等基準を見直し、土砂災害への対応を強化する。

▶平成30年度の対応

- ・土砂災害特別警戒区域の7割を指定
- ・砂防堰堤の構造等基準の見直し

▶平成31年度の対応

- ・全ての土砂災害特別警戒区域の指定完了

・土砂災害特別警戒区域において、代替性のない避難所や24時間利用の要配慮者利用施設等を保全するため、「奈良県土砂災害対策基本方針」に基づく「奈良県土砂災害対策施設整備計画」を策定した上で、「選択と集中」による計画的・重点的なハード施策を推進する。

▶平成30年度の対応

- ・基本方針に基づき、要対策箇所の抽出

▶平成31年度の対応

- ・施設整備計画策定し、要対策箇所の選定、現地測量・設計

※設計が完了したところから用地買収に着手

2－3 ため池

- ・平成 30 年 7 月豪雨をきっかけに実施した全国緊急ため池点検の結果を踏まえ、下流に影響の及ぼす恐れのある「防災重点ため池」を見直し、ハザードマップ作成、水位低下管理等のソフト対策と必要に応じた改修整備のハード対策を市町村、ため池管理者とともに進める。
- ・また、大和川流域については、ため池の利水容量の一部を治水利用への転換を市町村とともに推進する。

▶平成 30 年度の対応

- ・防災重点ため池の選定（H29 末 114 箇所）
　　水位低下管理等の減災対策普及
　　ため池管理者に減災対策を啓発

▶平成 31 年度の対応

- ・防災重点ため池でのソフト対策
　　浸水想定区域図、ハザードマップ作成、管理体制の再整備
　　水位低下管理等の減災対策普及
- ・防災重点ため池のハード対策
　　対策基準を策定し、老朽化対策、耐震性付与等必要な対策を推進
　　大和川総合治水対策でのため池治水利用を併せて実施

(3) さらに心得るべき点

3-1 報道

○住民に不安を与えない報道体制・あり方

- 二次被害防止のため、必要な情報等を発信

●対策例

「土砂崩壊対策検討委員会（H29年10月設立）」とりまとめ

- ・発災から72時間以内

➢ 二次災害の防止のため、必要な情報等を発信（現況、応急対策、原因究明、二次災害防止に関する実施方針）

- ・発災から1週間以内

➢ 専門家による原因究明調査を実施

●死者・行方不明者の氏名公表

- ・広島県、岡山県及び愛媛県では、死者の氏名について、遺族の了解を得ることができたものに限り公表した。行方不明者については、岡山県が氏名を公表したが、広島県及び愛媛県は非公表とした。

●対策例

- ・死者、行方不明者、安否不明者の氏名公表は、個人情報保護の重要性に鑑み、家族の意向を原則として、個別災害毎に公表のメリット・デメリットを具体的に検討・比較し、県と市町村が緊密な連携のもと対応する。

3－2 避難所運営

○住民の生命・健康を守る避難所運営

●問い合わせ

- ・大規模災害発生時において、住民の生命・健康を守る避難所の安定的な運営が維持できるのか。
- ・災害時要援護者の支援を行う体制が確保されているのか。

●対策例

- ・以下の視点から、地域防災計画に位置付けられている関係諸計画について、見直しを図り実践的な対応策を具体化。
 - 平成30年7月豪雨災害などで洗い出された課題をもとに、避難所におけるマネジメント体制、物資の調達、保健衛生の確保などについて検証。
 - 災害時要援護者名簿は全市町村で作成済みであるが、個別支援計画は、26市町村で未作成となっており、作成を早急に進める。
 - 人的・物的支援体制（医療・保健・福祉の専門人材の受入、きめ細やかな救援物資の調達等）の確保について平常時から備える。

3－3 防災体制

●問い合わせ

- ・紀伊半島で南海トラフ等大規模災害発生の直後は陸上交通ネットワークが寸断され、比較的災害に強い空路による人員・物資輸送が有効。
- ・消防・防災ヘリ等に加えて、他県からの緊急消防援助隊、自衛隊機等の広域航空応援部隊の受入体制（活動拠点、給油、夜間駐機スペース等）の整備が必要との指摘。

●対策例

- ・最新の航空機の機動力を活用した消火、救急・救助活動や人員・物資輸送等機能を有する大規模広域防災拠点の整備
- ・陸上自衛隊駐屯地の継続的誘致